

せたがやPay加盟店換金手数料規程

世田谷区商店街振興組合連合会
令和6年3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、せたがやPay加盟店規約(以下「規約」という。)第13条の規定により
せたがやPay事業に係る加盟店換金手数料の細目を定める。

(換金手数料)

第2条 規約第13条第1項に規定する換金手数料は、本会が認めた加盟店種別に応じて別
表1のとおりとする。

附 則

- 1 本規程は、令和5年5月1日から施行する。
- 2 本規程は、令和6年6月1日から施行する。

別表1

加盟店種別	商店街等会員	商店街等非会員
中小個店	0%	1.0%
準大型店	1.0%	2%
大型店	2%	3%
行政機関(外郭団体等含む)		0%

(用語の説明)

商店街等会員:本会加盟の商店街振興組合及び世田谷区商店街連合会加盟の商店会若
しくは商業協同組合の会員(賛助会員を含む)

中小個店 :中小企業基本法上の中小企業や小規模事業者に該当する事業者など

準大型店 :本社が世田谷区内に所在する地元資本の中小企業、コンビニなど

大型店 :共通商品券規約第6条に定義された大型店